

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6 議案第2号 多度津町消防長及び消防署長の資格を定める条例(案)の制定についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

消防長 前原君。

消防長（前原 成俊）

おはようございます。

議案第2号 多度津町消防長及び消防署長の資格を定める条例(案)の制定について提案説明を申し上げます。

まず、本条例の「制定理由」でございますが、従前、「消防長並びに消防署長を任命する場合」は、その資格につきましては消防組織法第15条第2項により昭和34年に公布された「市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令」に基づき任命しておりましたが、昨年「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が制定されて、消防組織法が一部改正されました。それに伴い新たに9月6日公布されました「市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令」を「参酌して市町村が条例で定めること」とされたことを受けまして、新たに「消防長及び消防署長の資格」について整備しようとするものでございます。

それでは、本条例(案)の内容についてご説明させていただきます。

第1条では、「趣旨」について規定しており、消防組織法第15条第2項の規定に基づき本条例を定めようとするものでございます。

第2条では「(消防長の資格)」として第1号から第5号まで規定しておりまして、第1号では、消防職員として消防署長等の職に1年以上、第2号では、消防職員として消防署長等を補佐する職に2年以上、第3号では、消防団員として消防団長の職に2年以上、第4号では、町の行政事務に従事した者で課長等の職に2年以上、第5号では町の行政事務に従事した者で課長補佐等の職に3年以上それぞれ、あったものであることとしています。

第2条のうち第1号、第3号及び第4号は新政令の規定を準用して、第2号及び第5号は、旧政令であります「市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令」第1条第2号及び第10号の規定を準用して、それぞれ整備しようとするものです。

加えまして、第2条のうち第4号、第5号につきましては、地域の実情に合わせて、ただし書きで、「町長が特に必要と認める場合は、その資格に関する期間を減ずることができる」こととしています。

次に、第3条では「(消防署長の資格)」として第1号から第3号まで規定して

おりまして、新政令に倣い、第1号では、消防吏員として、消防司令以上の階級に1年以上、第2号では、消防吏員として、消防司令補以上の階級に3年以上、第3号では、消防団員として消防副団長等の職に3年以上、それぞれ、あったものとする事としてしています。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、議案第2号の提案説明とさせていただきます。